

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 都市計画課

許認可等の内容		租税特別措置法に基づく優良宅地の認定（個人・法人）
根拠法令等及び条項		租税特別措置法第31条の2第2項14号ハ
標準 処理 期間	根拠条項	
	設定等年月日	令和 年 月 日設定 令和 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	租税特別措置法施行令第20条の2第19項
	参考事項	優良宅地認定基準（昭和54年建設省告示第767号） 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
	設定等年月日	令和 年 月 日設定 令和 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>租税特別措置法施行令抜粋 第20条の2</p> <p>19 法第31条の2第2項第14号ハの都道府県知事の認定は、住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う同号に規定する個人又は法人の申請に基づき、当該一団の宅地の造成の内容が次に掲げる事項について国土交通大臣の定める基準に適合している場合に行うものとする。</p> <p>一 宅地の用途に関する事項</p> <p>二 宅地としての安全性に関する事項</p> <p>三 給水施設、排水施設その他住宅建設の用に供される宅地に必要な施設に関する事項</p> <p>四 その他住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に関し必要な事項</p>	